

西成区地域福祉推進会議推進チーム運営要領

(目的)

第1条 西成区地域福祉推進会議（以下「推進会議」という。）開催要綱第7条第1項の規定に基づき設置された推進チームの運営に関し必要な事項を定める。

(活動)

第2条 西成区の総合的な地域福祉推進のための「新しい地域包括支援体制」の構築をささえ、推進会議のもとで開催される各専門部会の連携を図り、地域包括ケアシステムの効果的な推進に資するよう、推進チームは、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 各専門部会から提示された課題の共有と、解決に向けた連携の仕組みづくりについて検討
- (2) 上記の課題についての推進会議への報告と、その解決に向けた施策提言
- (3) 地域包括ケアシステムの推進に向けた情報交換、啓発や研修の企画・実施
- (4) 地域主体の福祉活動の状況把握と推進支援
- (5) 総合的な相談支援体制の充実事業（つながる場）の検証と運営検討
- (6) 生活支援等サービスの体制整備に向けた方策の検討・協議
- (7) その他、総合的な地域福祉推進に必要と認められること

(構成)

第3条 推進会議開催要綱第7条第3項に規定する推進チームの委員は、別表1のとおりとする。

- 2 活動を円滑かつ実効的に行うため、推進チームにチーム長を置く。
- 3 チーム長は、委員の互選により選任する。
- 4 チーム長に事故あるときは、あらかじめ、チーム長の指名する者がその職務を代理する。
- 5 推進チームの事務局体制は別表2のとおりとし、推進チームに関する事務は、西成区保健福祉センターと西成区社会福祉協議会が協働して担任する。

(会議)

第4条 推進チームの会議は、チーム長が招集する。

- 2 会議は、原則として年4回開催する。ただし、チーム長が必要とする場合はこの限りではない。

3 会議の開催は、令和10年3月31日を期限とする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか推進チームの運営に必要な事柄は、推進チームにおいて協議して定める。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年8月1日から施行する。

別表 1

| | | |
|----|----------------------|---------------|
| 1 | 西成区地域包括支援センター運営協議会 | 各会議の 代表者等 |
| 2 | 西成区障がい者自立生活支援調整協議会 | |
| 3 | 西成区障がい者・高齢者虐待防止専門部会 | |
| 4 | 西成区児童虐待防止・子育て支援連絡会議 | |
| 5 | 西成区生活困窮者支援・生活保護関係者会議 | |
| 6 | 西成区在宅医療・介護連携推進会議 | |
| 7 | 西成区民生委員・児童委員協議会 | 団体・機関 の実務者 |
| 8 | 西成区地区ネットワーク委員会委員長連絡会 | |
| 9 | 西成区内地域包括支援センター連絡会 | |
| 10 | 西成区障がい者基幹相談支援センター | |
| 11 | 西成区社会福祉協議会 | 事務局長 |
| 12 | 西成区保健福祉センター（西成区役所） | 保健福祉課長 |
| 13 | 〃 | 福祉担当課長 |
| 14 | その他、推進会議の座長が必要と認めるもの | |

別表 2

| | | |
|-------------|--------------------|------------------|
| 事 務 局 | 西成区保健福祉センター（西成区役所） | 地域福祉担当 |
| | 〃 | 生活困窮者自立 支援担当 |
| | 〃 | 子育て支援担当 |
| | 〃 | 地域保健担当 |
| | 西成区社会福祉協議会 | 地域支援担当 |
| | 〃 | 生活支援体制整備 事業担当 |